

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助限度額
大学生等の参加費負担軽減事業	大学生等がインターンシップ・仕事体験に参加するために要した県内への交通費実費に対して中小企業等が負担した金額 ※大学生等5名分を上限とする	補助対象経費の額の 1 / 2 以内の割合で知事が定める額	大学生等 1名につき 10千円
	大学生等が2日間以上実施するインターンシップ・仕事体験に参加するための滞在に要した県内での宿泊費実費に対して中小企業等が負担した金額（大学生等1名につき5泊を上限とする） ※大学生等5名分を上限とする	補助対象経費の額の 1 / 2 以内の割合で知事が定める額	大学生等 1泊につき 5千円
プログラム新規作成・改善事業	専門家の伴走支援を受けて行うインターンシップ・仕事体験プログラムの新規作成又は見直しに係る以下の費用。 ただし、中小企業等に勤務する者に係る人件費は補助対象外とする。 (1) インターンシップ・仕事体験プログラムの新規作成又は見直しに係るコンサルティング費用 (2) 専門家が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の交通費及び宿泊費 (3) その他事業実施のために知事が必要と認める経費	補助対象経費の額の 3 / 4 以内の割合で知事が定める額	400千円